

様御在世之時より被爲成氏長者、其嫡孫に御座候間、被仰上可被任源家候哉、不可過御塩味候。筑州に茂此段物語申候、先づ可申、東照權現様御建立珍重候。大社に者不入御事と存候、輕々与我等任讃岐守之指圖、酒井讃州与申談、木原木工申付候。無申迄候得共、在所之儀御見立御尤存候、恐謹言。

二月廿九日 大僧 正判 大僧 正判

小松中納言殿 人々御中

按するに、右は寛永十八年也。社殿造營は十九年に始り、廿年の秋落成。八月廿日金澤へ神輿致着、九月十七日遷座、東叡山の院家常照院招請ありて、祭典を執行す。夫れより以來、二百二十餘年鄭重に祀られしかど、明治二年廢藩の際社地を區別し、神佛混淆を廢し、一般の神社となし、神職に引渡さる。次いで、城地悉く陸軍省の所轄と成り、社地の經界を立つといへども、元城郭内なるにより、遂に社殿移轉の事に議定し、後、地なる西町元算用場の舊地内へ移轉の事と成り、明治十一年七月社殿等悉く引移した

り。當社創立以來の顛末等は、西町尾崎神社の條下に記載す。故に今概略を爰に載す。

○權現堂の森

此の森は、東照宮の舊社地をいへり。此の地は寛永廿年社殿草創以來、今に至り雜木生茂り、鳥の寝ぐらとす。故に金澤市中の童子共、晚景に群鳥の虚空を歸るを見て、からすはよゆけ權現堂がしまる。といふも古き謠なりといへり。異本夜話錄に、利常卿の時、鹿鳴檢校西町に屋敷を賜はり居住せし頃、權現堂丸のうしろの端の松木を二三本拜領し度旨願ひけるに、易き事也、伐りてとらせ候へとの御意なりしに、檢校承り、何卒そのまゝ拜領仕度との事なるゆゑ、何にするぞと御尋なり。檢校、居宅の露地なる池へ月のかゝりあしく、枝を卸し月を請度旨申上げたるよし見わたり。此の傳話にて見れば、寛永の頃も、既に老樹の松など生茂り居たるなるべし。又加藤惟寅の蘭山私記に、明和四年四月の頃、權現堂森の邊、夜中人のうめきける聲の如く鳴ける鳥居たり。此の鳥を見たるもの、鶯程にて毛色鼠色のよし沙汰有之處、五月二日の朝五時頃、蓮池亭の

森の中に此鳥居けるに、雁に蹴られ下へ落ちけるを、犬にかけられ遂に捕へられ、御覽に入るべしとて、廣式へ指上げ、るとぞ。其の鳥の大さ鶯程にて、脊の毛鼠色にて、嘴も鶯程ありて赤く、又眼も赤く、鶯などより甚だ大きく光あり。脚も赤く、尾は短し。此の鳥名は鳴鳥とも、又姑獲鳥とも、又ウツ尾とも云ふ由。とあり。平次按するに、右怪鳥の留り居たるも、雜木繁茂せし森なる故也。姑獲鳥の事は、今昔物語に載せられたれど、右は河童・老獺の精魅なるべしと和訓栞にいへり。姑獲鳥は今昔物語にウブメと訓みられたれど、元はラズメ鳥と呼びたるを、中古よりウブメ鳥と呼び誤りたるならん。新撰字鏡に、薩田鳥ササノトリと見え、和名抄に、鶯鷓鳥唐韻云。鶯鷓薩田也。爾雅集注云。鶯一名澤虞。即薩田鳥也。常在澤中。見人輒鳴。有似主守官。故以名之。楊氏漢語抄云。薩田鳥於須賀止里。と見わたり。おもふに、利長卿高岡城に居給ふ比、夜中人のうめく如き鳴聲する怪鳥居て、吉田大藏に命ありて射取らしめ給へりといふ事見えたり。此の鳥も、權現堂森に居たる怪鳥と同じ鳥にて、薩田鳥の類にてやあらんか。また混見鶯鷓に、高

徳公の時、加州河北郡森下と云ふ所に、呻鳥というて、其鳴聲うなりあるく化鳥あり。此の鳥の渡り住む所は、必ず郷民疫病を煩ひ惱む事甚敷といへり。或時鷹野に出給ふ時分、件の呻鳥、とある菅原に、その鳴く聲せり。利家卿、あれ聞き及びたる化鳥なり。人民の妨げに成る鳥なり、急度狩出すべしと、御自身列卒杖を被爲取ける程に、供奉の人々戰場同事に、彼菅原へ亂れ入りて狩出しけり。化鳥羽ををさむる所なく、飛んで虚空へ登る處を、小姓なる松崎左兵衛鐵炮を以て打ちけるに、うなり行く處を右の翼を打ちぬきたり。彼化鳥忽ち地に落ちければ、利家卿以の外御感悦被成、御褒美を被下けり。とある是も、姑獲鳥の事にやあらん。又享保紀聞に、瑞龍公越中守山に在城し給ふ頃、瘴疾被爲煩けるに、庭上の草むらの内へ、毎夜鳥來て鳴く。此故の御惱とは不被思召といへども、其聲快からざる故に、安見隠岐に被仰付、夜中人をして追ひ立てさせ、立ちあがる處を打殺す。其鳥は鳴の大さ程なる鳥也。とあり。是も彼のうなり鳥の類ならんか。

○藤右衛門丸